

平成14年7月5日

西農地域保健所長様



大垣市

接骨院

柔道整復師

施術所における柔道整復師による超音波診断装置の
使用について

平素より、柔道整復師業務に關し、ご指導をいただきまして有り難うございます。

さて、先般は標記のことについて、別記写しのとおり貴職から、「施術所において柔道整復師は超音波診断装置を使用してはならない」との通知をいただきましたが、次の事項について、駆然と致しませんので、ご回答をお願いします。

記

この度の通知において、参考として送付いただいた「平成11年度医療監視等講習会質疑応答の質疑21に対しての厚生労働省健康政策局医事課の回答」によれば、『超音波検査は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第2条第1項、第20条の2第1項及び同法施行令第1条第1号の規定により、診療の補助行為と位置づけられている。したがって、柔道整復師が当該検査を行うことを業とすることはできない。』とあります。

これに対しまして、社団法人日本柔道整復師会の顧問弁護士の見解等を参照いたしまして、上記の法令には「医師の具体的な指示を受けて行う」と定められており、超音波検査を行うことが違反行為になるのではなく、医師の具体的な指示を受けないことが違反になるのではないかと考えられます。

ちなみに、超音波診断装置は医事法の許可を受けており、かつ、この装置を使用する者の資格の制限は無いと伺っています。ただ、臨床検査技師、衛生検査技師は看護師と同様に医師の医療行為の補助者なので、この者が超音波検査を行うには、医師の具体的な指示を要すると規定されているにすぎないと思います。

さて、柔道整復師法において独立の立場で施術できる資格を有する柔道整復師が、施術のための患部を観察する方法として超音波診断装置を使用しても、医療の各法令に抵触することはないと思いますが、如何でしょうか。貴職のご所見を伺いたいと思います。

貴職が使用禁止といわれる法的根拠と明確な説明をご教示くださるようお願いします。